

浄化槽をお使いのみなさまへ

①法定検査 ②保守点検 ③清掃 の実施が必要になります。

①法定検査

浄化槽法第7条第1項
浄化槽法第11条第1項

「設置後等の水質検査」とその後、毎年1回の「定期検査」からなる法定検査を受けることが、浄化槽法により定められています。

設置後等の水質検査（第7条） （設置状況等の検査）

設置後、使用開始3か月～8か月までの間に設置工事に問題は無いか、汚水を浄化する機能を有しているかどうかを確認する検査です。

定期検査（第11条） （管理状況等の検査）

毎年1回、浄化槽の清掃や保守点検が正しく実施され、正常に機能しているかどうかを確認するための検査です。

法定検査料金

※みなし浄化槽（単独処理）とは、し尿のみを処理する浄化槽のことです。

人槽	設置後等の水質検査（第7条）	定期検査（第11条）	
	浄化槽 （合併処理）	みなし浄化槽 （単独処理）	浄化槽 （合併処理）
10人槽以下	12,500円	5,500円	
11～20人槽	14,500円	7,700円	
21～50人槽	17,500円	10,000円	
51～100人槽	21,000円	11,000円	13,800円
101～300人槽	24,000円	13,700円	16,500円
301～500人槽	28,000円	17,600円	21,000円
501人槽～	35,000円	22,000円	28,500円

法定検査機関（茅ヶ崎市・寒川町）

※神奈川県知事が指定した検査機関です。

一般社団法人 神奈川県保健協会西湘支所

所在地 : 神奈川県中郡二宮町中里731-1

直接お電話にてお申し込みください

連絡先 : 0463-73-0511（受付時間：8時30分～17時30分）

②保守点検

浄化槽法第8、10条

微生物によって汚水を処理するため、常に微生物が活発に活動できる状態を保つ必要があります。

技術上の基準に基づきご自身で行うか、市登録されている「浄化槽保守点検業者」と契約して行ってください。

★専門業者が行う主な点検内容

○機械の点検・修理 ○消毒薬の補充 ○害虫の駆除 ○簡易な水質検査

★点検周期

みなし浄化槽（単独処理）

浄化槽（合併処理）

処理方式	処理対象人員	期間
全ばっ気	20人以下	3月
	21人以上 300人以下	2月
	301人以上	1月
分離接触ばっ気 分離ばっ気 単純ばっ気	20人以下	4月
	21人以上 300人以下	3月
	301人以上	2月
散水ろ床 平面酸化床 地下砂ろ過		6月

処理方式	処理対象人員	期間
分離接触ばっ気 嫌気ろ床接触ばっ気 脱窒ろ床接触ばっ気	20人以下	4月
	21人以上 50人以下	3月
回転板接触 接触ばっ気 散水ろ床	砂ろ過装置、 活性炭吸着装置又は凝 集層を有する	1週
	スクリーン及び流量調 整タンク又は流量調整 槽を有する ※上段に掲げるものを 除く	2週
	上記以外の方式	3月
活性汚泥		1週

③清掃

浄化槽法第9、10条

槽内に汚泥が溜まるため、年に1～2回定期的なくみ取りが必要です。

なお、清掃後には浄化槽内に30分～1時間ほど水を入れてから使用してください。

	清掃業者	受付	受付時間
茅ヶ崎市	(有)茅ヶ崎バンテック	茅ヶ崎市環境保全課 0467-81-7177	月～金 8時30分～17時15分
寒川町	(有)寒川公衆衛生社	(有)寒川公衆衛生社 0467-75-0070	月～金 8時30分～16時00分

※茅ヶ崎市のくみ取り手数料について

入居もしくは前回の作業日より、1年半以上経過すると基本料金に3割加算。
2年半以上で5割加算となりますのでご注意ください。

ちがき異議 彼の権限
えぼし麻呂&ミーナ



浄化槽を設置されている方は、
適切な管理をお願いします！

問い合わせ先：茅ヶ崎市環境部環境保全課 0467-81-7177